

板橋区健康づくり 21 計画推進本部設置要綱

(平成18年5月8日区長決定)

(設置)

第1条 21世紀における板橋区の健康づくり施策を迅速かつ重点的に推進することを目的として、板橋区健康づくり21計画推進本部（以下「推進本部」という）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、推進本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長、教育長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 健康づくり計画の策定に関すること。
 - (2) 健康づくり計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
 - (3) 健康づくり計画に係る行動計画の推進の総合調整に関すること。
 - (4) 健康づくり計画に係る評価に関すること。
 - (5) その他の健康づくり計画の推進に関わる重要な事項に関すること。
- 2 健康づくりの計画の推進にあたっては、必要に応じ、東京都板橋区健康づくり推進協議会の助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聴くことができる。

(健康づくり推進行動計画の推進)

第5条 健康づくり推進に係る計画の実施については、板橋区組織規則第8条第1項に規定する部並びに教育委員会事務局で行う。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 副幹事長は、保健所長の職にある者をもって充てる。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を総理する。

7 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。

9 幹事会は、幹事長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、健康生きがい部健康推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付則

この要綱は平成18年5月8日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、平成24年2月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成29年3月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

本部員	政策経営部長
	総務部長
	法務専門監
	危機管理部長
	区民文化部長
	産業経済部長
	健康生きがい部長
	保健所長
	福祉部長
	福祉事務所長
	子ども家庭部長
	子ども家庭総合支援センター所長
	資源環境部長
	都市整備部長
	まちづくり推進室長
	土木部長
	かわまちづくり担当部長
	会計管理室長
	教育委員会事務局次長
	地域教育力担当部長
選挙管理委員会事務局長	
監査委員事務局長	
区議会事務局長	

別表 2 (第 6 条関係)

幹事	男女社会参画課長
	地域振興課長
	スポーツ振興課長
	産業振興課長
	くらしと観光課長
	長寿社会推進課長
	介護保険課長
	国保年金課長
	健康推進課長
	生活衛生課長
	予防対策課長
	板橋健康福祉センター所長
	上板橋健康福祉センター所長
	赤塚健康福祉センター所長
	志村健康福祉センター所長
	高島平健康福祉センター所長
	おとしより保健福祉センター所長
	生活支援課長
	障がい政策課長
	子ども政策課長
	保育運営課長
	保育サービス課長
	子ども家庭総合支援センター支援課長
	環境政策課長
	資源循環推進課長
	高島平まちづくり推進課長
	みどりと公園課長
	学務課長
	指導室長
	地域教育力推進課長
	教育支援センター所長